

## 令和8年度 町・府民税所得控除の種類と控除額

種類	要件	控除額	
基礎控除	前年の合計所得金額が 2,500 万円以下のすべての納税義務者	別表1 基礎控除の欄を参照	
配偶者控除	本人の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下で配偶者の前年の合計所得金額が 58 万円以下の場合	別表2-1 配偶者控除の欄を参照	
配偶者特別控除	本人の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下で配偶者の前年の合計所得金額が 58 万円超 133 万円以下の場合	別表2-1 配偶者特別控除の欄を参照	
扶養控除	扶養親族の前年合計所得金額が 58 万円以下	年少扶養親族（16 歳未満）	0 円
		一般扶養親族 (16 歳～18 歳、23 歳～69 歳)	33 万円
		特定扶養親族（19 歳～22 歳）	45 万円
		老人扶養 (70 歳以上)	38 万円
		同居老親等	45 万円
特定親族特別控除	19 歳～22 歳の親族の前年の合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の場合	別表2-2 特定親族特別控除の欄を参照	
障害者控除	本人またはその控除対象配偶者および扶養親族が障がい者の場合	特別障害者	30 万円
		同居特別障害者	53 万円
		その他の障がい者	26 万円
ひとり親控除	前年の合計所得金額が 500 万円以下のひとり親	別表3 ひとり親控除・寡婦控除の欄を参照	
寡婦控除	前年の合計所得金額が 500 万円以下のひとり親以外の寡婦		
勤労学生控除	前年の合計所得金額が 85 万円以下で、かつ給与所得以外の金額が 10 万円以下の勤労学生	26 万円	

種類	要件	控除額
雑損控除	前年中に災害・盗難・横領などにより資産について損失を受けた場合	損失額から総所得金額の10%を引いた差額 差引損失額のうち災害関連支出の金額から5万円を引いた差額 のいずれか多い金額 差引損失額=損失額-保険金等による補てん額
医療費控除	本人または、生計を一にする配偶者やその他の親族のために前年中に医療費を支払った場合	支払った金額-保険等による補てん額-(総所得金額の5%または10万円のいずれか少ない金額) 限度額 200万円
セルフメディケーション税制	特定医薬品等を購入した場合 医療費控除との選択適用	支払った金額-保険金等による補てん額-12,000円 限度額 88,000円
社会保険料控除	前年中に社会保険料(国民健康保険、介護保険、国民年金など)を支払った場合	直接支払った金額、または給与・年金から控除された保険料の金額
小規模企業共済等掛金	前年中に支払った小規模企業共済掛金、企業型確定拠出年金の掛け金、個人型確定拠出年金の掛け金または心身障害者扶養共済制度に基づく掛け金を支払った場合	支払った掛け金の金額
生命保険料控除	前年中に生命保険料または介護医療保険料、個人年金保険料を支払った場合	別表4 生命保険料控除の欄参照
地震保険料控除	前年中に地震保険契約等の保険料を支払った場合	別表5 地震保険料控除の欄参照

別表1 基礎控除

納税者本人の 所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下
基礎控除	43万円	29万円	15万円

別表2-1 配偶者控除・配偶者特別控除

納税者本人の 所得金額		900万円 以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者 控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配偶者 特別 控除	所得金額	控除額		
	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

別表2-2 特定親族特別控除

親族等の合計所得金額	納税義務者の特定親族特別控除額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

別表3 ひとり親控除・寡婦控除

【本人が女性】

配偶関係		死別	離別	未婚	死別・離婚・未婚
本人合計所得金額		500万円以下	500万円以下	500万円以下	500万円超
扶養親族	有	子	30万円 ※ひとり親控除	30万円 ※ひとり親控除	30万円 ※ひとり親控除
		子以外	26万円 ※寡婦控除	26万円 ※寡婦控除	0円
	無		26万円 ※寡婦控除	0円	0円

【本人が男性】

配偶関係		死別・離婚・未婚	
本人合計所得金額		500万円以下	500万円超
扶養親族	有	子	30万円 ※ひとり親控除
		子以外	0円
	無		0円

別表4 生命保険料控除

改正前(旧契約)		改正後(新契約)	
支払った額	控除額	支払った額	控除額
15,000円以下	支払った金額	12,000円以下	支払った金額
15,000円超 40,000円以下	支払った金額×1/2+7,500円	12,000円超 32,000円以下	支払った金額×1/2+6,000円
40,000円超 70,000円以下	支払った金額×1/4+17,500円	32,000円超 56,000円以下	支払った金額×1/4+14,000円
70,000円以上	35,000円	56,000円以上	28,000円
一般生命保険料・個人年金保険料の控除額 合計で最高 70,000円		一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療 保険料の控除額合計で最高 70,000円	
<p>※新契約・旧契約両方の保険料がある場合は、各保険料別に控除額を計算し、すべての控除額を合計します(最高 70,000円)</p> <p>なお、同一の保険料に新契約と旧契約の両方の保険料がある場合は、上記の計算式に基づき新・旧別に控除額を計算し合計します。その場合の限度額は新契約分(限度額 28,000円)を適用します。但し、旧契約分のみで計算した方の控除額が大きくなる場合は、旧契約のみで計算した額を適用することができます。</p>			

別表5 地震保険料控除

保険区分	支払った額	控除額
① 地震保険料控除	50,000円未満	支払った金額×1/2
	50,000円以上	一律 25,000円
②長期損害保険 (H18.12.31までに契約開始したもの)	5,000以下	支払った金額
	5,000円超 15,000円以下	支払った金額×1/2+2,500円
	15,000円超	一律 10,000円
② 両方ある場合	上記①と②の控除額合計で最高 25,000円 一つの損害保険契約等が、地震保険契約と長期損害保険契約の両方の契約区分に該当する場合には、いずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、控除額を計算します。	